

〈資料〉

## 施設参観記録「笠松刑務所」

大野 正博

### 1. はじめに

2018年9月3日(月)、大野刑事法ゼミと宮坂刑事法ゼミの受講生のうち、希望者を引率して、笠松刑務所参観を行った。なお、今後も順次、岐阜県内の刑事施設参観を行った際に参観記録を「朝日法学論集」に示していく予定である。

### 2. 女性犯罪・非行の現状

『平成30年度犯罪白書』<sup>(1)</sup>によると、女性の検挙人員は、1981年から8万人前後で推移していたものの、いったん減少傾向をみせ、1992年の52,030人まで減少したのち、再び増加傾向となり、2005年には84,175人を記録した。その後、再度、減少傾向に転じ、2017年は、44,408人まで減少した。検挙人員における女性比は、概ね2割前後で推移しているが、1998年以降、女性高齢者の検挙人員は、年々増加しており、2012年の16,503人をピークとして、若干減少傾向にあるものの、2017年では、15,246人であり、1998年に比べても約3.3倍の状況にある。注目すべきは、70歳以上の女性の割合であり、2011年以降

は、検挙人員の7割を超えるようになり、2017年には11,394人(74.7%)まで増加しており、1998年に比べると約4.5倍に増加している。また、女性の検挙人員における少年比についてであるが、2002年以降は減少しており、2017年には、約8.1%となった。

なお、2017年における刑法犯検挙人員において、罪名別に概観すると、女性における窃盗の割合は7割を超えており、男性に比べ非常に高く、特に万引きの占める割合が高い。特に女性高齢者については、その傾向が顕著であるといえよう。

その他、わが国の女性刑務所の現状と課題については、矢野教授が詳細に検討されているため、併せて参照して頂きたい<sup>(2)</sup>。

### 3. 笠松刑務所の沿革

「笠松刑務所」の沿革については、「施設のしおり 笠松刑務所」と併せ、重松元中央学院大学教授による「女子刑務所歴訪記/その3 笠松刑務所の巻」が詳細に沿革を記している<sup>(3)</sup>ので、本稿においては、こちらにも基づきながら紹介をしたい。

「笠松刑務所」は、1948年に東洋産業株式会社から、現在地に紡績工場・付属建物・敷地の寄付を受け、同年9月に岐阜刑務所主幹笠松女子紡績作業所として発足した<sup>(4)</sup>。1949年6月に、「笠松刑務所」として、管制上改正され、新設の女子刑務所として独立発足し、初代の所長は、東京拘置所女性区長(看守長)から起用されている<sup>(5)</sup>。その特色として、重松元教授は、「低い板塀があるにすぎず、工場に入れば、東洋産業という会社の中に刑務所があるという感じで、社会人である女子工具・男子工具、それに女子の刑務官・男子の刑務官(主として幹部)・女子受刑者、これに加えて昭和25年6月からは女子特別少年院が併設され、この特少という保護少年(女子)と併せ、6組の異様な身分をもつ人々が入り乱れ、それぞれの立場で働いていた」のであり、当時の笠松刑務所

は、「男子の“新光学院”（少年刑務所で学院という名が官制上つけられた初めであり、唯一のもの。現在は少年院）と対比される女子の最も進歩的な行刑施設」とされたものであって、また、「高校出の若手女子職員はいずれも地元新規採用に応募した人たち」であったことから、「伝統があり年輩者の多い栃木や和歌山と異なったフレッシュなムードと誇りに溢れていた」と記している<sup>(6)</sup>。このように、「笠松刑務所」は、「地元でも大きな理解と敬意が払われ」ていたことから、笠松刑務所長は、「地元の有名人であり名士であった」とされている<sup>(7)</sup>。

しかし、1949年・1950年4件の逃走事故が発生し、また、初代笠松刑務所長が私的事情ではあるものの退官されたことに伴い、しばらくの間、後任を空席としたまま、岐阜刑務所長が兼務する形で監督される体制となった<sup>(9)</sup>。「格子なき監獄などという美辞麗句が先行した戦後の女子の安易な解放処遇にまず大きな反省点が促された」のかもしれない<sup>(10)</sup>。このような現状を打破するため、笠松刑務所は、1951年頃から、生活指導を中心とした処遇に軌道修正を図ったものの、同年に附設女子少年院から8名の集団逃走事故が発生している<sup>(11)</sup>。但し、これらの逃走事故が続いたものの、当時のわが国においては、「開放的な中間処遇施設の必要性があるという要請は一層切実であり、女子においても和歌山・栃木といった処遇の固まっている施設より」、笠松刑務所に対する期待が大きかったことから、「各種の行事を採りいれながら、女子にふさわしい生活指導体制づくりに重点をおく教育方針が地道に採られる」ことになった点は、注目されよう<sup>(12)</sup>。

その後、笠松刑務所は、1953年7月に美容師養成の為の職業補導実施設に指定され、同年11月4日、厚生大臣（当時）の認可を受け（指定番号衛296号）、笠松美容専門学校として、正式に発足することになる<sup>(13)</sup>。これにより、「美容科は栃木・和歌山・麓・札幌（女医）の各女子刑務所から募集選定する集合職業訓練と類型づけられ」るようになったとのことである<sup>(14)</sup>。

1985年3月に着工された改築工事も1991年9月に竣工し、これまで収容定員が350名であったのが、収容定員が388名となった。また、2003年12月には、食堂棟も完成している。さらに、2004年3月に第1寮が増築され、収容定員が532名となり、2015年11月に模様替工事を行ない、現在、収容定員は、520名である。その他、2005年6月に浴室棟、2015年8月に医療棟改修工事が完成に至っている。なお、2010年5月からは、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律を適用した施設運営が開始され、2015年4月には、女子施設地域支援モデル事業も開始されている。

### 3. 笠松刑務所の概要と現状

#### (1) 敷地面積および被収容者

笠松刑務所の総面積は、36,342㎡であり、収容人員は、上述の通り、520名であり、施設参観時に頂いた資料では、2018年7月末現在の収容人員は、401名（収容率は77.1%）であった（なお、以下の数字は、当該資料に基づくものである）。

罪名別被収容者数の割合は、覚せい剤取締法違反：46%、窃盗罪：27%、殺人罪：9%、その他の罪：18%であり、覚せい剤取締法違反と窃盗罪で全体の73%を占めている。年齢別被収容者数の割合は、29歳以下：7%、30歳～39歳：18%、40歳～49歳：33%、50歳～59歳：18%、60歳以上：24%であり、平均は49歳であった。高齢者比率の推移でみると、2007年：12.1%、2008年：15.0%、2009年：17.9%、2010年：19.6%、2011年：22.1%、2012年：23.8%、2013年：23.1%、2014年：25.8%、2015年：22.6%、2016年：25.9%、2017年26.2%とその割合が高くなる傾向がみられ、65歳以上の割合は、19.2%であった。ちなみに、最高年齢は86歳であり、最低年齢は22歳であった。

また、初犯・累犯在所人員の割合であるが、2012年は、初犯：

58.3%・累犯：41.7%，2013年は、初犯：58.6%・累犯：41.4%，2014年は、初犯58.6%・累犯43.4%，2015年は、累犯51.9%・累犯・48.1%，2016年は、初犯51.2%・累犯：48.8%，2017年は、初犯48.0%・累犯52.0%と徐々に累犯の割合が増えており、最多入所回数は、14回である。なお、2年以内の再入率の推移であるが、全国平均でみると、2010年出所：19.2%，2011年出所：19.4%，2012年出所：18.6%，2013年出所：18.1%，2014出所年：18.5%，2015年出所：18.0%であるのに対し、笠松刑務所では、2010年出所：17.7%，2011年出所：17.2%，2012年出所：14.2%，2013年出所：17.6%，2014出所年：16.8%，2015年出所：14.1%と低いことがわかる。

刑期別人員の推移であるが、無期懲役刑は、2012年：2.3%，2013年：2.8%，2014年：2.0%，2015年：2.6%，2016年：3.1%，2017年：2.7%，10年を超える有期刑は、2012年：4.9%，2013年：6.8%，2014年：5.8%，2015年：6.6%，2016年：7.0%，2017年：6.5%，10年以下の有期刑は、2012年：11.3%，2013年：9.8%，2014年：7.3%，2015年：7.6%，2016年：7.9%，2017年：7.2%，5年以下の有期刑は、2012年：20.8%，2013年：19.7%，2014年：16.4%，2015年：17.5%，2016年：19.2%，2017年：16.4%，3年以下の有期刑は、2012年：60.7%，2013年：60.9%，2014年：68.5%，2015年：65.7%，2016年：62.7%，2017年：67.3%であり、平均刑期は、3年4ヶ月である。上記の通り、覚せい剤取締法違反と窃盗罪で全体の73%を占めていることの表れである。

## (2) 入所から出所まで

入所から出所までの流れであるが、① 刑執行開始時調査、健康診断、刑執行開始時指導、② 矯正処遇として、(a) 作業指定、(b) 作業、(c) 改善指導、(d) 教科指導、③ 仮釈放調査、④ 釈放前指導等、⑤ 出所〔仮釈放・満期釈放〕に大別される。

また、受刑者の1日であるが、① 6時30分：起床、② 7時：朝食、

③ 7時40分：出寮，④ 7時50分：始業，⑤ 11時50分：昼食休憩，  
⑥ 12時35分：始業，⑦ 14時40分：休憩，⑧ 14時50分：就業，⑨  
16時45分：終業，⑩ 16時50分：帰寮，⑪ 17時10分夕食・余暇時間  
(読書・自主学習等)，⑫ 21時：就寝というスケジュールである。な  
お，週末は，1時間遅い起床であるが，就寝は21時である。

### (3) 生活条件，保健衛生・医療

受刑者である以上，一定程度，生活条件が制約されることはやむを得  
ないものの，日常生活に必要な物品の貸与等については，被収容者の健  
康を保持するに足り，かつ国民生活の実情等を勘案し，被収容者として  
の地位に照らして，適正と認められるものでなければならないとされて  
いる(刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律〔以下，「刑事  
収容施設法」という〕43条)。当該生活水準を維持するために，基本的  
には，いわゆる官給原則の立場が採用されている。官給として，具体的  
に貸与・支給が保障されているのは，①衣類・寝具，②食事・湯茶，  
③日用品，筆記具その他の物品であり(同法40条)，必要に応じ，④  
衣類，⑤食料品，および飲料，⑥室内装飾品，⑦嗜好品<sup>(15)</sup>，⑧日用品，  
文房具，その他の刑事施設における日常生活に用いる物品等も貸与・支  
給されるが(同法41条)，購入することも認められている。

このうち，食事に関しては，笠松刑務所では，主食は作業の軽重に  
よって給与量が3段階に分けられている。また，副食は，1日当たりの  
熱量は，900キロカロリーと定められており，動物性たんぱく質，カル  
シウム，鉄分，ビタミンなどの栄養素の配分が考慮された献立となっ  
ている。

また，刑事施設においては，被収容者の心身の状況を把握することに  
努め，被収容者の健康及び刑事施設内の衛生を保持するため，社会一般  
の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な保健衛生上，および医療上の  
措置を講ずるものとしてされており(同法56条)，運動(同法

57条)、清潔義務(同法58条)、入浴(同法59条)、調髪・髭剃り(同法60条)、健康診断(同法61条)、診療等(同法62条)、指名医による診療(同法63条)、感染症予防上の措置(同法64条)、養護のための措置等(同法65条)等の措置が執られている。なお、女子刑務所においては、子の養育についても認められている(同法66条)。

被収容者に対し、運動については、1日に30分以上、かつできる限り長時間、運動の機会を与えるものとされている(刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則〔以下、「刑事収容規則」という〕24条2項)。また、入浴については、被収容者に対し、収容の開始後速やかに、および1週間に2回以上、<sup>(16)</sup>入浴を行わせることとされており(同規則25条)、夏季が週3回、その他が週2回の入浴が認められている。笠松刑務所においては、夏場は、月・水・金の3回、その他は、月・木の2回、それぞれ15分間の入浴が認められている。

診療等については、原則として、刑事施設の職員である医師が行うが、必要に応じ、刑務所外部の医師による診断、あるいは刑事施設外の病院への通院・入院も可能であり(刑事収容施設法62条)、さらに指名医による診断も認められることがある(同法63条)。これらの規定に基づき、笠松刑務所においても、医療、および保健衛生業務に従事する医師・看護師等が配置されているが、診療等に対する不満の声は多く、また不健康な人が多いことから、服薬希望者が多いとのことであった。また、必要に応じて、外部の医療機関での医療措置も施されており、施設参観時には2名の受刑者が施設外の病院に入院しているとのことであった。なお、1名の施設外入院者に対し、2名の刑務官が配置されるため、マンパワーの問題が存在するようである。

#### (4) 作業

作業は、<sup>(17)</sup>一般作業と職業訓練に大別されている。<sup>(18)</sup>如何なる作業を行わせるかについては、本人の健康、技能、適正、経験、将来の生活設計等

を参考に決定される。作業時間につき、刑事施設の長は、法務省令で定める基準に従い、1日の作業時間、および作業を行わない日を定めることが可能であることから（刑事収容施設法95条1項）、矯正指導、および作業を行う時間は、これらを合算して1日につき8時間を超えない範囲内で定めるものとし（刑事収容規則47条1項）、原則として、土曜日、日曜日、休日、年末年始、夏季休日（3日間）、親族が死亡した際に喪に服することを希望した日、および作業以外の矯正処遇を行う日は、作業を行わない日としている（同規則46条）。

作業の実施による収入は、すべて国庫に帰属することになっているが（刑事収容施設法97条）、作業に従事した受刑者に対しては、作業報奨金が支給される（同法98条）。全国的に作業歳入額は、受刑者の減少と刑務作業の低価格化が原因で年々減少傾向にあり、2017年度におけるわが国の作業歳入額は、約39億円であり、作業報奨金に当てられる金額は、1人1ヶ月当たり平均で4,340円であった。なお、出所受刑者が出所時に支給された作業報奨金額は、5万円を超える者が35.0%、1万円以下の者が15.5%<sup>(19)</sup>であり、保釈後の更生のための金額から考えると、かなり低いといわざるを得ない。再犯防止のためには、さらに検討が必要であろう。

笠松刑務所では、一般作業として、生産作業としての縫製作業や金属組立（ハーネス組立）作業等が主に行われており、また女性の感性を生かした「七宝焼製品」や「刺し子製品」の製作も行なわれている。また、職業訓練としては<sup>(20)</sup>、①美容科、②介護福祉科、③ビルハウスクリーニング科、④ビル設備管理科、⑤ビジネススキル科、⑥社会人基礎力科、⑦客室清掃実務科、⑧美容科（ネイリスト）がある。①美容科は、定員が6名であり、職業訓練期間は2年で、訓練修了者のほとんどが美容師国家試験に合格している。②介護福祉科は、定員6名であり、訓練期間は6ヶ月で、訓練修了者には修了証が交付されるが、さらに実務経験を3年間経れば、介護福祉国家試験の受験資格が付与され



る。③ ビルハウスクリーニング科は、定員10名であり、訓練期間は6ヶ月間で、訓練中に三種危険物取扱者資格の取得が可能である。④ ビル設備管理科は、定員が6名であり、訓練期間は3ヶ月で、受刑者の中から選考された者が、各就業工場から通学し、訓練期間中に2級ボイラー技師資格、および乙種4類危険物取扱主任者資格の取得が可能である。⑤ ビジネススキル科は、定員が15名であり、訓練期間は3ヶ月で、訓練期間中に就労に必要なパソコンの初歩的技能の習得を目的としている。⑥ 社会人基礎力科は、定員8名であり、訓練期間は4ヶ月で、社会人基礎力検定試験合格を目的としている。⑦ 客室清掃実務科は、定員6名であり、訓練期間は7ヶ月で、訓練期間中にサービス接客検定3級合格を目的としている。⑧ 美容科（ネイリスト）は、定員6名であり、訓練期間は6ヶ月でネイリストとしての知識・技能の習得、さらにはINA ジェルネイル検定3週合格を目的としている。なお、⑥～⑧は、民間に委託し、実施されている。

なお、2017年度の就労支援成功事例として、① 国として、介護職・清掃業、② 民間（JOB SONIC）として、会議職、客室製造業にそれぞれ3名が笠松刑務所から決まっているとの紹介があった。

## (5) 改善指導

改善指導につき、刑事施設の長は、受刑者に対し、犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、ならびに社会生活に適応するのに必要な知識、および生活態度を習得させるため必要な指導を行うものとしている（刑事収容施設法103条1項）。これを、一般改善指導といい、一般改善指導としては、① 被害者感情理解指導、② 行動適正化指導、③ 自己啓発指導・自己改善目標達成指導、④ 社会復帰支援指導、⑤ 対人関係円滑指導に大別され、(a)矯正指導日における指導（通年）、(b)窃盗防止教育（3ヶ月：7単元）、(c)財産犯防止指導（2ヶ月：5単元）、(d)アルコール依存回復プログラム（4ヶ月：8単元）、(e)健康運動指導（3ヶ

月：6単元），(f)社会復帰支援指導（4ヶ月：17単元），(g)母親に対する指導（4ヶ月：7単元），(h)アディクションコントロール〔窃盗防止プログラム〕（3ヶ月：12単元），(i)脳トレーニングプログラム（4ヶ月：8単元），(j)ドッグセラピー（年1回）の指導が設定されている。現在，笠松刑務所においては，(b)窃盗防止教育に力点がおかれており，また，高齢者受刑者が多いことから，(e)健康運動指導も積極的に実施されている。なお，(g)母親に対する指導は，地域連携事業として，また，(h)アディクションコントロール〔窃盗防止プログラム〕，(i)脳トレーニングプログラムは，競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づくものである。これに対し，薬物依存症等，改善更生や円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対しては，当該改善に資するよう，特に配慮した指導を行うことが求められている（同条2項）。これを，特別改善指導という。特別改善指導として，笠松刑務所では，①薬物依存離脱指導，②被害者の視点を取り入れた教育，③交通安全指導，④就労支援指導の4種類が設定されて入り，講義，グループワーク，視聴覚教材視聴，ワークシートの作成，SST等が実施されている。

## (6) 教科指導

刑事施設の長は，社会生活の基礎となる学力を欠くことにより改善更生，および円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対しては，教科指導を行うものとしている（同法104条）。笠松刑務所においては，教科指導として，①補習教科指導と②特別教科指導の2種類が設定されている。①補習教科指導は，学校教育法による小学校・中学校の強化の内容に順ずる内容の指導を行い，②特別教科指導は，高等学校卒業程度認定試験の合格を目指すための指導を行う。

## (7) 組織

岐阜刑務所は，所長の下，総務部<sup>(21)</sup>（庶務課・会計課<sup>(22)</sup>・用度課<sup>(23)</sup>），処遇

部（処遇部門<sup>(24)</sup>、企画部門〔作業<sup>(25)</sup>・教育<sup>(26)</sup>・分類<sup>(27)</sup>〕）、医務課<sup>(28)</sup>に分かれ、職員定数は、行政職1名、公安職160名、医療職4名の計165名である。笠松刑務所の施設運営の特色としては、官民協働があげられ、具体的な事業内容としては、① 総務・警備業務（2社）：施設警備、収容監視、領置物保管、所持品検査、図書検査補助、書信検査補助、総務係事務支援、窓口受付、自動車運転、庁舎監視、保安事務支援、正門警備、構外巡回、② 作業・職業訓練・教育・分類・収容関連サービス（3社）：作業報奨金計算、職業訓練、改善指導、教科指導、新聞図書検査、個別カウンセリング、保護関係業務、給食（調理指導・食材調達等）、洗濯指導、衣類・寝具整備が挙げられている。また、就労に関する指導、母親に対する指導、処遇困難者に対する指導、投薬指導、身体機能低下防止指導、入浴介助、医療巡回の充実強化等の地域連携事業にも力を入れているとのことであった。

なお、現在、笠松刑務所も他刑務所と同様に要介護者が増加していることから、夜間対応に苦勞されているようであり、また、刑務官等刑務所職員の採用、および従来の刑務官の職域を超えた知識の習得が要求<sup>(29)</sup>されていることから、採用後の育成が課題であるとの説明がなされた。

#### 4. さいごに

参観当日は、「岐阜刑務所参観資料」を作成頂き、ご講義を頂いたうえで、施設参観を行わせて頂いた。

なお、笠松刑務所に関する文献として、松浦富貴子「笠松刑務所における新法に向けての取組」刑政117巻3号（2006年）172頁以下、木津香織「笠松刑務所における業務の合理化について」同119巻8号（2008年）94頁以下、小林ひろみ「笠松刑務所における武道」同120巻8号（2009年）84頁以下、澤田好生「笠松刑務所における職業訓練の現状と課題」同212巻2号（2010年）44頁以下、鶴飼芳恵「笠松刑務所にお

ける薬物依存離脱指導の現状と課題」同 123 卷 6 号（2012 年）24 頁以下， 莊司未知子「笠松刑務所における外出の実施状況について」同 124 卷 8 号（2013 年）26 頁以下等がある。

ご多忙のところ，細川隆夫笠松刑務所長（当時）をはじめとする職員の方々に，講義・施設参観等のお世話を頂き，また資料等の提供も頂いた。有難う御座いました。

- (1) 法務省法務総合研究所編『平成 30 年度犯罪白書』（昭和情報プロセス・2018 年）169 頁・170 頁。
- (2) 矢野恵美「日本の女性刑務所が抱える問題について考える」慶應法学 37 号（2017 年）111 頁以下。
- (3) 重松一義「女子刑務所歴訪記 / その 3 笠松刑務所の巻」法セミ 256 号（1976 年）122 頁以下。
- (4) 重松・前掲注（3）122 頁では，「構外作業所（開放的処遇施設）“笠松女子職業学園”」として発足したとされている。
- (5) 重松・前掲注（3）122 頁。
- (6) 重松・前掲注（3）122 頁。
- (7) 重松・前掲注（3）122 頁。
- (8) 逃走事故の概略につき，重松・前掲注（3）122 頁・123 頁。
- (9) 重松・前掲注（3）123 頁。なお，同頁によると，「これでは，“指導者不在の創設期”と，当局への厳しい非難が内部外部に遺されたものの致しかたのない実情」であり，「女子刑務所そのものが欠損家庭の雰囲気をもっていた」とされている。
- (10) 重松・前掲注（3）123 頁。
- (11) 重松・前掲注（3）123 頁。
- (12) 重松・前掲注（3）123 頁。当時の状況を表すために，1954 年の短歌・俳句が，同 123 頁以下で示されている。
- (13) 重松・前掲注（3）127 頁。
- (14) 重松・前掲注（3）127 頁。
- (15) 但し，酒類は認められない（刑事収容施設法 40 条 2 項）。
- (16) なお，閉居罰（刑事収容施設法 151 条 1 項 6 号の懲罰をいう）を科されて

いる者については、1週間に1回以上。

- (17) 「作業」とは、刑事施設において、受刑者に行わせる労務を指す。作業は、懲役受刑者が行う作業と禁錮受刑者および拘留受刑者が行う作業の2種類に大別され、前者は刑法12条2項に基づき、受刑者にとって義務的なものである(刑事収容施設法92条)のに対し、後者は刑法上の規定が存在しないため、刑の内容として作業が義務付けられていることはない。但し、禁錮受刑者、または拘留受刑者が作業を希望した場合には、刑実施施設長が、これを認めることができることとされており(刑事収容施設法93条。従来は、これを「請願作業」と呼んできた)、ほとんどの者が、作業を希望している。

作業は、「①規則正しい勤労生活を維持させ、規律のある生活態度を習得させる、②共同作業を通じて社会共同生活への順応性を養う、③与えられた作業目標の達成を通じて忍耐力ないし集中力を養う、といった機能があるとされ、改善更生の意欲の喚起及び社会生活の適用能力の育成という矯正処遇の目的に資するもの」と考えられてきており、監獄法の下では、「過度に作業中心の処遇を行ってきた点に問題があったとはいえず」、「刑事収容施設法も、このような観点から、作業を矯正処遇の1つとして位置付けている」のである(川出敏裕=金光旭『刑事政策〔第2版〕』(成文堂・2018年)189頁・190頁)。

- (18) 作業の種類であるが、①生産作業、②自営作業、③職業訓練、④社会貢献作業の4種類があり、実務においては、①生産作業と②自営作業を併せて、一般作業という(川出ほか・前掲注(17)190頁)。職業訓練は、受刑者に職業に関する免許、もしくは資格を取得させ、または職業に必要な知識、および技能を習得させる必要がある場合において、相当と認めるときは、これらを目的とする訓練を作業として実施するものをいう(刑事収容施設法94条項)。

- (19) 法務省法務総合研究所編・前掲注(1)56頁。

- (20) 笠松刑務所における職業訓練の詳細については、中村光宏「概要と経緯(笠松刑務所 笠松刑務所における職業訓練について)」刑政130巻1号(2019年)116頁以下、田辺準『『客室清掃実務科』の実施概要(笠松刑務所 笠松刑務所における職業訓練について)』同118頁以下参照のこと。

- (21) 文書、人事、名籍、指紋・統計。

- (22) 歳入・歳出、領置金品・差入れ、給与、共済。

- (23) 物資の購入・保管、営繕、給養、厚生。

- (24) 警備、保清、作業、処遇実施。

- (25) 作業の企画、立案・指導、職業訓練実施、作業物資管理。

施設参観記録「笠松刑務所」

- (26) 改善指導, 教科指導, レクリエーション, 刑執行開始時・釈放前指導。
- (27) 鑑別, 分類, 作業指定, 仮釈放審査, 保護。
- (28) 保健, 衛生, 防疫・健康診断, 衛生指導・管理。
- (29) 細川隆夫「笠松刑務所における女性刑務官の確保及び職場定着に向けての取組と所内アンケートの実施について」刑政 129 卷 10 号 (2018 年) 50 頁以下も参照のこと。